



## 源泉所得税の点検結果等について

と き 平成 26 年 10 月 14 日 (火) 発表

練馬区が、個人事業者等に支払った報酬等について、源泉徴収の徴収漏れがありました。区では、徴収漏れ相当額の 3,437,227 円を税務署に納付しました。さらに今後、不納付加算税および延滞税 (合計約 218,000 円) を納付する予定です。

また、区が源泉徴収をしていなかった当該個人事業者の皆様には、お詫びするとともに、改めて源泉徴収分の区への納付を依頼いたします。

区の不適切な事務執行により皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、再発の防止に万全を尽くしてまいります。

### 【1 経緯】

平成 26 年 6 月 19 日、練馬東税務署長から、練馬区長あてに他の自治体において源泉所得税が徴収漏れになっている事例が見受けられるとの通知があり、全庁において点検を実施した。

### 【2 点検の概要】

#### (1) 対象所属

給与支給事務および所得税法第 204 条第 1 項に掲げる報酬・料金等の支払いを行っている全所属

#### (2) 点検項目

税務署からの点検事項は、以下の 3 項目であった。

ア 測量士、建築士および土地家屋調査士等所得税法第 204 条第 1 項第 2 号の報酬料金に係る所得税および復興特別所得税の源泉徴収

イ 給与等および報酬料金等に係る復興特別所得税の源泉徴収

ウ 交通用具使用者に係る通勤手当の非課税限度額

上記税務署の事項のほかにも源泉所得税の徴収漏れがないかを自主的に点検した。

#### (3) 対象期間

平成 22 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

### 【3 点検結果と対応】

#### (1) 点検結果

	項 目	未納付件数	未納付額
税 務 署 点 検 事 項	ア所得税法第 204 条第 1 項 第 2 号関係	282 件	2,921,037 円
	イ給与等に係る復興所得税 関係		該当なし
	ウ交通用具使用者通勤手当		該当なし

	の非課税限度額関係		
	自主点検関係	26件	516,190円
	合計	308件	3,437,227円

(2) 上記未納付税に対する不納付加算税等

項目	納付予定額
不納付加算税	121,500円
延滞税	96,400円
合計	217,900円

(3) 源泉所得税徴収漏れの原因

- ア 個人事業者を事業所名などから源泉徴収の必要がない「法人」とであると誤認したこと。
- イ 委託料の予算科目で支払う場合には源泉所得税の徴収対象ではないと誤認したこと  
など源泉所得税制度に関する職員の認識が不足していたこと。

(4) 区は、練馬東税務署に源泉所得税（合計 3,437,227 円）を平成 26 年 10 月 1 日納付した。今後、延滞税および不納付加算税を納付する。

(5) 該当する個人事業者の皆様にお詫びし、源泉徴収すべきであった所得税相当額の区への納付を依頼する。あわせて、該当する個人事業主等に確定申告の修正手続等をお願いする。

【4 再発防止策】

本件事案を踏まえ、再発防止策として早急に次の対策を講じる。

(1) 源泉所得税徴収制度に係る全庁周知の徹底

平成 26 年 8 月 22 日付けで「源泉所得税徴収の徹底等について」という全庁向け通知文を発送し、徴収の徹底を図った。あわせて同日開催の各部庶務担当課長会および同係長会においてその内容を説明し、所属職員への周知と再発防止の徹底を依頼した。

(2) 職員向け手引の改訂

源泉所得税徴収事務の手引（総務部職員課）、契約事務の手引（総務部経理用地課）および会計事務の手引（会計管理室）を改訂し、源泉徴収漏れのないよう注意喚起する。

(3) 会計審査体制の強化

源泉所得税の徴収漏れのないよう審査項目の徹底を図り、源泉所得税に係る事務処理マニュアルを整備し、審査体制を強化する。

【問い合わせ】会計管理室 出納係 電話 03-5984-5796